消防署 だより

松前消防署☎ 984-3404

設置状況の調査を行います

住宅用火災警報器



住宅用火災警報器は、全ての住宅で設置義務が あります。しかし、町内の状況を見ると、正しく設置 していない世帯も多くあります。この機会に、家の中 の設置状況を見直してみましょう。

●どうして設置しなければならないの

住宅用火災警報器が設置されている場合、設置 されていない場合と比べ、死者数と焼損床面積は 半減、損害額は約4割減したという分析結果があ ります(消防庁)。火災が発生した初期の段階でそ の状況に気付き、逃げ遅れを防ぐため火災警報器 は大切です。

●町内の設置率は

令和4年6月1日時点の設置率は、次のとお りです。

| | 全国 | 愛媛県 | 松前町 |
|-------|-------|-------|-------|
| 設置率 | 84.0% | 81.1% | 75.7% |
| 条例適合率 | 67.4% | 70.3% | 62.9% |

- ※ 設置率 1個以上設置している世帯の割合
- ※ 条例適合率 条例に基づき設置している世帯 の割合

●どこに設置すればいいの

- ①全ての寝室(就寝に使用する部屋)
- ②寝室がある階からすぐ下の階に通じる階段(避 難階を除く)
- ③寝室がある階から2階下の階の階段(寝室がある 階のすぐ下の階の階段に設置している場合を除く)
- ④寝室がある階(避難階に限る)から2階以上、 上の階に居室がある場合の階段
- ⑤上記①~④に該当しない階で、1つの階に7㎡ 以上の居室が5部屋以上ある場合の廊下

設置状況の調査を実施

消防職員が訪問して調査を行います。調査に併 せて、設置している場合は作動確認方法を、設置 していない場合は早期の設置を指導します。

ご協力をお願いします。

- ▶実施期間 5月中
- ▶対象世帯 町内 70 世帯
- ※ 調査時は身分証を提示します。

詳しくは、伊予消防等事務組合消防本部のホー ムページ (右の QR コード) を確認して ■ 5.1 m ください。

宝くじ助成事業で雨がっぱを整備

自治総合センターの宝くじの受託事業収入を財 源としたコミュニティ助成事業で、松前町消防団 の雨がっぱが更新されました。

長時間の活動が予想される水災害現場で、消防 団員のストレス軽減と活動能力の向上が期待され ます。

